

公益財団法人富山県下水道公社役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第197条において準用する第89条、同法第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第14号及び公益財団法人富山県下水道公社定款第13条及び第28条の規定に基づき、公益財団法人富山県下水道公社(以下、「公社」という。)の役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び通勤手当)

第3条 役員等の報酬は、常勤理事にあつては、月額報酬、期末手当及び勤勉手当、その他の報酬とし、非常勤の役員等については、非常勤役員等手当とする。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。
- 3 常勤理事の報酬の支給条件については、公益財団法人富山県下水道公社職員給与規程(以下、「給与規程」という。)の適用を受ける職員の例による。

(常勤理事の報酬)

第4条 常勤理事の月額報酬、期末手当及び勤勉手当は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、その職務、勤務形態を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 常勤理事には、前条第1項に定めるその他の報酬として、扶養手当、住居手当を給与規程に準じて支給することができる。
- 3 前2項に関わらず、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき地方公共団体から派遣された常勤理事の報酬は、当該地方公共団体の給与に関する条例の定めるところにより算定した額とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、給与規程第2条第2項、第3項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤理事に支給する。

- 2 通勤手当の月額額は、給与規程第2条第2項、第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける者の例によるものとする。

(非常勤役員等手当)

第6条 非常勤の役員等が理事会等に出席したときは、出席1回につき10,000円を上限とし、かつ1人が受ける各年度の総額が評議員にあっては30,000円、役員にあっては60,000円を超えない範囲において、評議員会で定める額を支給することができる。ただし、次の各号に定める職を兼ねる役員等については、無報酬とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の公務員

(2) 就任について、議会の議決又は同意によることを必要とする職にある者

(3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職にある者

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 月額報酬、扶養手当、住居手当及び通勤手当 毎月15日(ただし、当該日が日曜日若しくは土曜日又は休日当たるときは、給与規程第2条第3項の規定に準じて支給する。)

(2) 期末手当及び勤勉手当 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員等に対する報酬は、それぞれの役員等が理事会、監事会又は評議員会に出席した都度、支給する。

3 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

4 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤理事の旅費)

第9条 常勤理事が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、公益財団法人富山県下水道公社旅費規程(以下、「旅費規程」という。)の例による。

3 旅費の支給方法については、旅費規程の例による。

(非常勤役員等の費用弁償)

第10条 非常勤の役員等が理事会への出席等のため旅行したときは、その費用を弁償することができる。

2 前項の規定による費用弁償の額は、常勤理事の例による。

3 費用弁償の支給方法については、常勤理事の例による。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(委任)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行し、従前の財団法人富山県下水道公社役員の報酬等に関する規程は、この規程の施行の日の前日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月27日理事会議決による改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成28年3月28日理事会議決による改正)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役職名	月額報酬の額	期末手当及び勤勉手当の額
常勤理事	月額 400,000 円以内	年額 2,000,000 円以内